むらの家指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定しました。

区分	内 容
指定管理者が管理を行う公の 施設の名称	むらの家
指定管理者となる団体の名称	所在地 花巻市太田第 31 地割 292 番地 2
等	名 称 花巻市新農村地域定住交流会館管理運営協議会
	代表者 会長 佐藤 定
指定管理者が行う業務内容	1 施設の休館日の変更に関する業務
	2 施設の使用の許可及び使用許可の取消し等に関する業務
	3 施設及び設備の維持管理に関する業務
	4 その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務
指定管理者の選定理由	花巻市新農村地域定住交流会館管理運営協議会は、指定管理者
	が行う業務に関するノウハウを十分に蓄積しているほか、施設を
	継続して適正に管理するための人的及び物的能力を有している。
	また、事業計画は、管理運営協議会主催の地域交流会を行うな
	ど施設の利用促進や利用者満足度を高める上で有効であり、指定
	管理者として適任と考えられる。
	審査評価基準に基づく審査(書類審査、面接)
	合計得点 489.5 点(619.2 点満点)得点率 79.1%
選定委員会の名称及び委員氏	むらの家指定管理者候補者選定委員会
名	委員長 花巻市総合政策部長 八重樫 和彦
	委 員 花巻市財務部長 佐々木 俊幸
	" むらの家利用者 八重樫 甚一郎
	〃 むらの家利用者 折居 勝子
指定の期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
問い合わせ先	花巻市総合政策部地域づくり課
	担当:似内 一弘
	電話番号 0198(24)2111 内線 454